○厚生労働省告示第百四十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人化学研究評価機構	田中　正人	中島　邦雄	平成二十四年四月一日
日本環境株式会社	渡邉謙吉郎	金子　正昭	平成二十四年九月二十六日
財団法人兵庫県予防医学協会	南部　征喜	松村　陽右	平成二十四年十二月一日
株式会社エコプロ・リサーチ	井澤　典彦	井上　博之	平成二十五年一月二十六日

○厚生労働省告示第百四十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、その名称及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称	変更の日
一般財団法人化学研究評価機構	財団法人化学研究評価機構	平成二十四年四月一日
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	財団法人食品分析開発センターSUNATEC	
公益社団法人大分県薬剤師会	社団法人大分県薬剤師会	
ユーロフィン日本環境株式会社	日本環境株式会社	平成二十四年十月一日
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	社団法人鹿児島県薬剤師会	
一般社団法人県央研究所	社団法人県央研究所	平成二十四年十一月一日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
財団法人化学研究評価機構	財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター東京事業所	財団法人化学技術戦略推進機構高分子試験・評価センター東京事業所	平成二十三年四月一日
財団法人化学研究評価機構	財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター大阪事業所	財団法人化学技術戦略推進機構高分子試験・評価センター大阪事業所	
一般財団法人化学研究評価機構	一般財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター東京事業所	財団法人化学技術戦略推進機構高分子試験・評価センター東京事業所	平成二十四年四月一日

一般財団法人化学研究評価機構	一般財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター大阪事業所	財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター大阪事業所	平成二十四年四月一日
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC ATセンター	財団法人食品分析開発センターSUNATEC ATセンター	
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC 本部	財団法人食品分析開発センターSUNATEC 本部	
公益社団法人大分県薬剤師会	大分県薬剤師会検査センター	社団法人大分県薬剤師会検査センター	
財団法人東京顕微鏡院	財団法人東京顕微鏡院食と環境の科学センター日本橋研究所	財団法人東京顕微鏡院食と環境の科学センター豊海研究所	平成二十四年五月一日
ユーロフィン日本環境株式会社	ユーロフィン日本環境株式会社検査本部中央研究所	日本環境株式会社検査本部中央研究所	平成二十四年十月一日
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	公益社団法人鹿児島県薬剤師会試験センター	社団法人鹿児島県薬剤師会試験センター	
一般社団法人県央研究所	一般社団法人県央研究所	社団法人県央研究所	平成二十四年十一月一日

○厚生労働省告示第百四十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関の主たる事務所の所在地及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
日本エコテック株式会社	東京都中央区京橋一丁目十九番八号	東京都中央区日本橋一丁目二番五号	平成二十五年二月四日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地の変更

製品検査を行う事業所の名称	変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地	変更の日
財団法人東京顕微鏡院食と環境の科学センター豊海研究所	東京都中央区豊海町五番一号	東京都中央区日本橋箱崎町四十四番一号	平成二十四年五月一日

○厚生労働省告示第百四十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久